

## 令和6年度鳥取県育英奨学生（高等学校等奨学資金）在学募集要項

## 1 育英奨学資金貸与制度の目的

県内に住所を有する者の子等で高等学校（高等学校に相当する外国の学校のうち教育委員会が認めるものを含む。）、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校若しくは専修学校の高等課程（以下「高等学校等」という。）に在学するもののうち、経済的理由により修学が困難である者に対して、育英奨学資金を貸与することにより、有用な人材を育成することを目的とします。

## 2 募集人数（予定） 230人

※募集人数は、令和6年度県当初予算（案）のものであり、予算審議の状況により変更となる場合があります。

## 3 貸与月額

|           |       |             |
|-----------|-------|-------------|
| 国公立の高等学校等 | 自宅通学  | 月額 18,000 円 |
|           | 自宅外通学 | 月額 23,000 円 |
| 私立の高等学校等  | 自宅通学  | 月額 30,000 円 |
|           | 自宅外通学 | 月額 35,000 円 |

※自宅外通学：奨学生本人が生計を同一にする世帯から離れてアパート・下宿・寮等に居住しており、家賃負担が生じている場合

## 4 貸与期間

令和6年4月から、高等学校等の正規の修業年限の終了する月までとします。

※通常は3年後、定時制通信制は4年後とします。

## 5 奨学資金の返還

- (1) 奨学資金は無利子とし、貸与の終了後15年以内（途中辞退、退学等の場合は10年以内）に、半年賦又は月賦のいずれかの方法で、口座振替により返還していただきます。

（返還の例…3年間貸与を受け、15年で返還する場合）

| 区 分      | 貸与総額        | 半年賦を選択した場合 |                           | 月賦を選択した場合 |                   |
|----------|-------------|------------|---------------------------|-----------|-------------------|
|          |             | 半年賦額       | 返還回数                      | 月賦額       | 返還回数              |
| 国公立〔自宅〕  | 648,000 円   | 21,600 円   | 全 30 回<br>(毎年7、12月<br>返還) | 3,600 円   | 全 180 回<br>(毎月返還) |
| 国公立〔自宅外〕 | 828,000 円   | 27,600 円   |                           | 4,600 円   |                   |
| 私立〔自宅〕   | 1,080,000 円 | 36,000 円   |                           | 6,000 円   |                   |
| 私立〔自宅外〕  | 1,260,000 円 | 42,000 円   |                           | 7,000 円   |                   |

- (2) 奨学資金は保護者ではなく奨学生本人に貸付けていますので、奨学生が大学等に進学したときは、その学校を卒業した後での返還（返還猶予）を希望することができます。

## 【注意】返還金を滞納すると・・・

定められた納期限までに返還がない場合、次の手続きがとられます。

## ア 督促、催告

奨学生、連帯保証人に対して、文書、電話、自宅訪問などにより返還を督促します。未納の期間や金額によっては、保証人にも督促をします。

## イ 延滞金の加算

納期限から滞納した期間に応じて延滞金が加算されます。

## ウ 法的措置等

長期間返還がなかったり、未納額が高額になると、裁判所へ支払い督促を申し立てます。

**返還された奨学資金は、新たに貸与する資金となり、後輩の奨学生に引き継がれていきます。奨学生は、自らの責任と自覚によって、期限内に必ず返還してください。**

## 6 申請資格

次の要件をすべて満たす者としします。

- (1) 県内に住所を有する者の子等で、高等学校等（県外含む）に在学すること。
- (2) 申請者の属する世帯の年間所得が、別表第1の所得基準額以下であること。
- (3) 修学に対する意欲があり、性行が正しいこと。
- (4) 鳥取県から同種類の奨学資金の貸与を受けていないこと。
- (5) 鳥取県以外の者から、同種類の奨学資金であって鳥取県育英奨学資金の貸与月額を超える無利子の貸与を受けていないこと。

※(4)、(5)の同種類の奨学金の詳細は別紙「参考」をご覧ください。

## 7 申請の手続（提出書類）

奨学資金の貸与を希望する方は、次の書類を在学中の高等学校等に提出してください。県外の学校の在学者は、申請手続きについて県教委育英奨学室へご連絡ください。

- (1) 鳥取県高等学校等奨学資金貸与申請書
- (2) 所得を証明する書類（下記①及び②の両方が必要です。）

### ①令和5年分の源泉徴収票又は確定申告書の写し（所得のある者全員）

| 対象者      | 必要書類                | 留意事項                                               |
|----------|---------------------|----------------------------------------------------|
| 給与所得者    | 令和5年分給与所得の源泉徴収票の写し  |                                                    |
| 給与所得以外の者 | 令和5年分の所得税の確定申告書の写し  | 年金受給者で確定申告を行っている場合は、確定申告書の写しを提出すること。               |
| 年金受給者    | 令和5年分公的年金等の源泉徴収票の写し | 他の書類（年金振込通知書等）を提出する場合はR5.1～R5.12の支給額が分かる書類を提出すること。 |

### ②令和5年度の市町村長が発行する所得証明書（乳幼児、就学者等を除く家族全員）

（令和4年1月1日から令和4年12月31日の収入・所得状況が記載されたもの）

※所得がない成人（未就労者等）も所得証明書が必要です。

- (3) 特別の事情による控除（別表第2）を受けようとする方は、そのことを証明する書類（必要な提出書類は別表第2の提出書類欄に記載）
- (4) 誓約書（連帯保証人及び保証人の印鑑登録証明書を添付）
- (5) 振込口座等登録（変更）申請書
- (6) 振込口座の通帳の写し等

## 8 申請締切

令和6年4月19日（金）

## 9 連帯保証人等

連帯保証人は申請者の親権者（父母）又はこれに代わる者とし、保証人は申請者及び連帯保証人と同一生計外の者（同居不可）としてください。

連帯保証人及び保証人は、奨学金を貸与する上での人的担保となりますので、必ず必要です。空欄のまま申請があっても受付できません。

※連帯保証人、保証人についての詳細は「参考：保証債務に関するQ&A」をご覧ください。

## 10 貸与スケジュール（予定）

令和6年6月中旬 選考結果を各学校等を通して通知（県外高等学校等在学者へは直接通知）  
令和6年6月下旬 貸与開始

## 11 問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目271  
鳥取県教育委員会事務局 育英奨学室  
（電話）0857-29-7145  
（ファクシミリ）0857-26-8176